

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

その関係書類は、北海道後志総合振興局に備え置いて、令和元年5月15日から20日間、一般の縦覧に供する。

令和元年5月14日

北海道知事 鈴木直道

目次

目次	ページ
告 示	
○道営土地改良事業計画の決定…………… (農業施設管理課)	16
○道営土地改良事業変更計画の決定…………… (農業施設管理課)	16
○土地改良事業の工事の完了の届出…………… (農業施設管理課)	16
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定…………… (治山課)	16
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定…………… (治山課)	17
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課)	17
○森林法による通知に代える公示…………… (治山課)	17
○土砂災害警戒区域の指定…………… (維持管理防災課)	17
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (維持管理防災課)	18
○道路の供用の開始…………… (維持管理防災課)	22
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	22
道監査委員告示	
○地方自治法第252条の32第2項の規定による包括外部監査契約に基づく補助者に関する事項……………	24
道監査委員公表	
○監査公表第5号……………	24
○監査公表第6号……………	24
道労働委員会告示	
○地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項に関する認定告示の一部改正……………	24
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (3件)……………	25

北海道告示第321号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、令和元年5月15日から20日間、一般の縦覧に供する。

令和元年5月14日

北海道知事 鈴木直道

地区名	事業の種類	縦覧場所
風連東第2地区	農業用排水施設、区画整理	北海道上川総合振興局
千代ヶ岡地区	農業用排水施設、区画整理、暗渠排水	同

北海道告示第322号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出があった。

令和元年5月14日

北海道知事 鈴木直道

事業主体名	地区名	事業の種類	完了年月日
北海土地改良区	茶志内3号甲幹線3号甲支線	突発事故被害の復旧	平成30. 5. 18
新十津川土地改良区	高台	同	同 30. 6. 8

北海道告示第323号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和元年5月14日

北海道知事 鈴木直道

- 解除予定保安林の所在場所 河東郡上士幌町字上士幌265の1 (次の図に示す部分に限る。)
 - 保安林として指定された目的 風害の防備
 - 解除の理由 用排水路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び上士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。)

告 示

北海道告示第320号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、道営土地改良(発足・前田地区(農業用排水施設))事業の土地改良事業計画を定めた。

北海道告示第324号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和元年5月14日

北海道知事 鈴木直道

- 1 解除予定保安林の所在場所 虻田郡倶知安町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び倶知安町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第325号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

令和元年5月14日

北海道知事 鈴木直道

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 檜山郡上ノ国町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、上ノ国町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び上ノ国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第326号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を函館市役所の掲示場に掲示し

た。

令和元年5月14日

北海道知事 鈴木直道

- 1 通知の内容 平成31年北海道告示第270号
- 2 所在が不明な者 福澤 静子、福澤 恵梨子

北海道告示第327号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和元年5月14日

北海道知事 鈴木直道

- 1 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
永田の沢（Ⅱ-03-0240）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
石狩郡当別町字弁華別（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
パンケチュベシナイ1の沢（Ⅱ-03-0250）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
石狩郡当別町字弁華別（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
阿蘇岩上の沢（Ⅱ-03-0260）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
石狩郡当別町字弁華別（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
阿蘇岩下の沢（Ⅱ-03-0270）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
石狩郡当別町字弁華別、字青山（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
 十万坪向川の沢（Ⅰ-03-0280）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
 石狩郡当別町字青山（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
- 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
 志門気左2の沢川（Ⅱ-32-1690）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
 伊達市志門気町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
- 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
 トコタン川（Ⅲ-32-002）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
 虻田郡洞爺湖町泉、入江（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第328号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年5月14日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
 当別弁華別1（Ⅱ-0-240-240）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 石狩郡当別町字弁華別（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
 次の図のとおり

- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
 当別弁華別2（Ⅱ-0-242-242）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 石狩郡当別町字弁華別（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
 次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
 当別弁華別3（Ⅱ-0-243-243）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 石狩郡当別町字弁華別、字青山（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
 次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
 当別中小屋2（Ⅱ-0-244-244）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 石狩郡当別町字中小屋（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
 次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
 当別獅子内2（Ⅲ-0-173-173）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 石狩郡当別町獅子内（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
 次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
 当別青山4（Ⅲ-0-187-187）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

<p>石狩郡当別町字中小屋（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 大平川（Ⅱ-32-0530）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市上長和町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上館山2の沢川（Ⅲ-32-006）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市館山町、上館山町、館山下町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 伊達市上館山町（Ⅰ-3-315-1955）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市上館山町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 伊達長和町1（Ⅰ-3-316-1956）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市長和町、上長和町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p>	<p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 伊達市上長和町1（Ⅱ-3-160-1333）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市上館山町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 伊達市上長和町2（Ⅱ-3-161-1334）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市上長和町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 伊達市上長和町4（Ⅱ-3-162-1335）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市上長和町、大平町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 伊達市上長和町6（Ⅱ-3-163-1336）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市上長和町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号</p>
---	---

<p>伊達上長和町7 (II-3-164-1337)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市上長和町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 伊達上長和町9 (II-3-165-1338)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市上長和町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 伊達上長和町10 (II-3-166-1339)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市上長和町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 伊達上長和町11 (II-3-167-1340)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市上長和町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 伊達長和町2 (II-3-168-1341)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市長和町 (次の図のとおり)</p>	<p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 伊達長和町3 (II-3-169-1342)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市長和町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 伊達長和町4 (II-3-170-1343)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市長和町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 伊達長和町6 (II-3-171-1344)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市長和町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 伊達長和町7 (II-3-172-1345)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市長和町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項</p>
---	---

<p>次の図のとおり</p> <p>24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 伊達長和町9（Ⅱ-3-173-1346）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市長和町、若生町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 伊達長和町11（Ⅱ-3-174-1347）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市長和町、若生町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 伊達長和町13（Ⅱ-3-175-1348）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市長和町、若生町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 伊達上長和町3（Ⅲ-3-50-528）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市上長和町、大平町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 伊達上長和町5（Ⅲ-3-51-529）</p>	<p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市上長和町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 伊達上長和町8（Ⅲ-3-52-530）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市上長和町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 伊達長和町5（Ⅲ-3-53-531）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市長和町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>31(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 伊達長和町8（Ⅲ-3-54-532）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市長和町、若生町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>32(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 伊達長和町10（Ⅲ-3-55-533）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市長和町、若生町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p>
---	---

急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

33(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
伊達長和町12 (Ⅲ-3-56-534)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
伊達市長和町、若生町 (次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

34(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
本町沢川 (Ⅰ-32-0470)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
虻田郡洞爺湖町青葉町、三豊 (次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

35(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
虻田入江1 (Ⅲ-3-59-537)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
虻田郡洞爺湖町入江 (次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

36(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
虻田入江2 (Ⅲ-3-60-538)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
虻田郡洞爺湖町入江 (次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第329号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和元年5月14日

北海道知事 鈴木直道

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 函館臨空工業団地線	函館市滝沢町58番3地先から 同市日吉町4丁目53番189地先まで	令和元. 5.14

総合振興局告示及び振興局告示

北海道十勝総合振興局告示第1号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

令和元年5月14日

北海道十勝総合振興局長 三井 真

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 自動車の交換契約(その1)

貨物兼乗用自動車 1台(交換契約により乗用自動車1台を契約の相手方に供し、貨物兼乗用自動車1台を契約の相手方から調達する。)

イ 自動車の交換契約(その2)

貨物兼乗用自動車 1台(交換契約により貨物兼乗用自動車2台を契約の相手方に供し、貨物兼乗用自動車1台を契約の相手方から調達する。)

ウ 自動車の交換契約(その3)

貨物兼乗用自動車 2台(交換契約により貨物兼乗用自動車2台を契約の相手方に供し、貨物兼乗用自動車2台を契約の相手方から調達する。)

アからウまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期日 令和元年9月30日(月)

(4) 納入場所 入札説明書による。

- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成30年北海道告示第721号に規定する物品の購入の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - (4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (5) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
 - ア 申請の時期 令和元年5月14日（火）から同年6月24日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
 - イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
 - ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地
北海道十勝総合振興局総務課需品係
 - (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道十勝総合振興局総務課需品係
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 帯広市東3条南3丁目1番地 北海道十勝合同庁舎4階C会議室（送付による場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地 北海道十勝総合振興局総務課需品係）
 - (2) 入札日時 令和元年7月4日（木）午後2時（送付による場合は、同月3日（水）午後5時までに必着）
 - (3) 開札場所 (1)に同じ。
 - (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項

- この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
- | | | |
|-------------|-----------|-----|
| (1)ア 名称及び数量 | 自動車の交換契約 | 1台 |
| イ 予定時期 | 令和元年8月頃 | |
| (2)ア 名称及び数量 | 自動車の賃貸借契約 | 17台 |
| イ 予定時期 | 令和元年12月頃 | |
| (3)ア 名称及び数量 | 自動車の賃貸借契約 | 7台 |
| イ 予定時期 | 令和2年1月頃 | |
- (1)から(3)までについては、入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
 - (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道十勝総合振興局総務課のホームページの入札等の情報（<http://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/kki/kaikai/nyusatu-info.htm>）においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 消費税等の税率改正に伴う契約変更
消費税等の税率の改正が予定されていることに伴い、納期の延期等により令和元年10月1日以降に物品を引き渡すこととなった場合は、契約の変更を行うことがある。
- 12 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
- | | | |
|----------|-----------------------------|--|
| (1) 名称 | 北海道十勝総合振興局総務課需品係 | |
| (2) 所在地 | 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地 | |
| (3) 電話番号 | 0155-27-8508 | |

13 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Exchange of Car No.1 1set
- b Exchange of Car No.2 1set
- c Exchange of Car No.3 2sets

B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., July 4, 2019

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., July 3, 2019)

C Contact : Administrative Division, Tokachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido

Government, Higashi 3-jo Minami 3-chome 1, Obihiro, Hokkaido 080-8588 Japan

Phone : 0155-27-8508

(「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局(石狩振興局を除く。)の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。)

令和元年5月14日

北海道監査委員職務執行者 長尾 信 秀
 北海道監査委員職務執行者 須田 靖 子
 北海道監査委員 東 陽 一
 北海道監査委員 渡 邊 直 樹

道 監 査 委 員 告 示

北海道監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定により、包括外部監査の事務を補助する者に関する事項について次のとおり告示する。

令和元年5月14日

北海道監査委員職務執行者 長尾 信 秀
 北海道監査委員職務執行者 須田 靖 子
 北海道監査委員 東 陽 一
 北海道監査委員 渡 邊 直 樹

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名 住 所
 北村 好 孝 札幌市西区西野6条2丁目10番15号
 竹 間 寛 札幌市中央区南13条西13丁目1-22
 川 島 英 雄 札幌市中央区宮の森3条10丁目6-16-805
 鷲 見 圭 一 札幌市中央区南11条西14丁目1-13-201

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和元年5月1日から令和2年3月31日まで

監査公表第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により実施した平成29年度に係る財政的援助団体等の監査の結果を次のとおり公表する。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局(石狩振興局を除く。)の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。)

令和元年5月14日

北海道監査委員職務執行者 長尾 信 秀
 北海道監査委員職務執行者 須田 靖 子
 北海道監査委員 東 陽 一
 北海道監査委員 渡 邊 直 樹

道 労 働 委 員 会 告 示

北海道労働委員会告示第1号

平成29年北海道労働委員会告示第1号(地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項に関する認定告示)の一部を次のように改正する。

令和元年5月14日

北海道労働委員会会長 加藤 智 章

表本局の項中

「次長」を
 「次長」に、
 医療指導参事」を
 「病院局経営課の人事に係る事務を担当する主査」を
 「病院局経営課の人事に係る事務を担当する主査」に改める。
 病院局経営課の服務に係る事務を担当する主査」

道 監 査 委 員 公 表

監査公表第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により実施した平成30年度的一般会計、特別会計及び公営企業会計に係る定期監査の結果(第1回)を次のとおり公表する。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第200号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和元年5月14日

北海道警察本部長 山 岸 直 人

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
北海道警察指定庁舎で使用する電力（業務用）
 - (1) 業務用電力（一般）

ア 基本料金（契約電力1kW当たりの単価）	284 kW
イ 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価）	763,028 kWh
 - (2) 業務用電力（平日休日別）

ア 基本料金（契約電力1kW当たりの単価）	1,746 kW
イ 電力量料金（平日）（使用電力量1kWh当たりの単価）	5,338,019 kWh
ウ 電力量料金（休日）（使用電力量1kWh当たりの単価）	2,236,754 kWh
- 2 落札を決定した日
平成31年4月16日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 北海道電力株式会社
 - (2) 住 所 札幌市中央区大通東1丁目2番地
- 4 落札金額
 - (1) 業務用電力（一般）

ア 基本料金	1,122.16円
イ 電力量料金	18.12円
 - (2) 業務用電力（平日休日別）

ア 基本料金	1,458.82円
イ 電力量料金（平日）	15.99円
ウ 電力量料金（休日）	14.98円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成31年2月15日付け北海道警察本部告示第108号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部告示第201号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和元年5月14日

北海道警察本部長 山 岸 直 人

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
バル式412EP型機体（だいせつ3号）5年定期点検 一式
- 2 落札を決定した日
平成31年4月4日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 朝日航洋株式会社
 - (2) 住 所 東京都江東区新木場4丁目7番41号
- 4 落札金額
163,080,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成31年2月8日付け北海道警察本部告示第53号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道警察本部総務部施設課
 - (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部告示第202号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和元年5月14日

北海道警察本部長 山 岸 直 人

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
プラットフォーム&ホイットニーカナダ式PT6T-3D型エンジン（だいせつ3号）4,000時間定時点検 一式
- 2 落札を決定した日
平成31年4月4日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 MHIエアロエンジンサービス株式会社
 - (2) 住 所 愛知県小牧市大字東田中1200番地

- 4 落札金額
68,785,200円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成31年2月8日付け北海道警察本部告示第55号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道警察本部総務部施設課
- (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目
-